

火 爪 弘 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

川島副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子でございます。

まず、能登半島の豪雨災害に本当に胸が痛む毎日です。心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。1月1日の地震の復旧の遅れや復旧の在り方が被害の拡大につながったのではないかという指摘もあります。改めて立場の違いを超えて支援に全力を挙げたいと思います。

加えて、私たちにとっては突然のお別れとなりました渡辺守人議員の御逝去にも、心から御冥福をお祈りいたします。日本共産党と自民党と会派は違いましたけれども、2015年の初当選、同期でありました。10人で初当選の議員がスタートをし、渡辺さんがいなくなって3人になってしまいました。残念でなりません。御家族の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。

それでは、予定をしておりました質問に入ります。

まず、能登半島地震からの復旧支援についてであります。

今議会では、県内の能登半島地震からの復旧の遅れを指摘する質問もいろいろ出されました。近年の地震災害としては初めての経験が重なったとはいえ、公費解体の実績が7月末で対象家屋の5%、上限120万円の被災住宅耐震化促進事業の申請は、今月初めの時点で24件にとどまっています。どこに原因があるのでしょうか。7月から申請が始まった上限767万円の宅地液状化等復旧支援事業の申請も26件です。

私は6月議会で、県がもっと被災現場に向いて支援制度の説明会に取り組み、個別相談にも応ずるべきだと述べました。しかし、土木部長の答弁は「市から要請があったら」というも

ので、結局実現していません。市が被災地域で開催する面的液状化対策の説明会などにも、県は同席していないと思います。公費解体の遅れに対しても、「それは市町村の仕事、助言してまいりたい」という態度になっていないでしょうか。大規模な災害時に、それでいいのかと私はずっと思っております。

2000年の鳥取西部地震を経験した元鳥取県知事で元総務大臣の片山善博さんが、新聞紙上で「震災の翌日から私はヘリコプターで毎日被災地に行きました。当日たまたま米子市にいた総務部長はそのまま10日間ほど現地に駐在しました」、「地域に一番近いのは市町村です。だが平成の大合併で市町村の力は弱まりました。その分をカバーするのが県なのです」と述べています。このときに鳥取県は、国に反対されながら県独自の被災者生活支援制度をつくりました。そしてそれが、今の国の制度になっています。

市町村が日頃の役割分担を超えて、県に何かを求めるということはなかなかできないものです。でも、経験したことのない災害だからこそ、県が積極的に現場で県民の声を直接聞き、市に寄り添って事態を打開すべきだと思います。県民生活再建のこの遅れをどう認識し、片山氏の指摘をどう受け止めておられるでしょうか、知事に伺いたいと思います。

新田知事 今回の地震で、私も担当の土木センターの職員などとともに、発災翌日に、まず氷見市を視察しました。そして高岡、射水、富山市蓮町など被災地を視察して回りました。幸い富山県はコンパクトですので、ヘリコプターではなく車で行きました。

発災以降、その被害の大きさを受け止めて、県の役割として、被害状況の把握と復旧・復興に向けた技術的、財政的な支援が必要だと判断し、そのための国制度の創設や財源の確保に努めなければならないと考えました。このため、県議会や県選出国

会議員の皆様とともに、1月下旬から岸田総理大臣をはじめ国への要望を重ね、液状化対策に対する特別交付税8割というような財政支援などを実現できたところです。

富山県ではこれを受けて創設しました宅地液状化等復旧支援事業などにおいて、被災者からの生の声を聞いている被災市と月1回程度の会議を行うなどきめ細かく連携し、必要な支援に努めてまいりました。今もそうです。

実際の生活再建には、長年住んでこられた愛着のある家をどう補修するのか、あるいは建て替えをするのかを決断していただく必要があります。これは我々ではできません。やはり持ち主の方々、住んでいるの方々しかできない決断です。重い決断だと思います。

ただ、この判断のお役に立とうということで——これは我々の仕事だと思っておりますが——様々な支援策を示すことは重要だと考えております。9月2日に開設しました「自宅再建利子助成事業」のコールセンターでは、この助成事業のみならず様々な支援に対する案内も併せて行っています。今後、市町村と調整をした上で、出張相談会も予定しております。被災者に寄り添った支援に努めてまいります。

公費解体の件ですが、多数の解体工事の契約手続や解体業者の確保のほか、大量の解体ごみを保管するための仮置場の確保などが必要で、一定の時間を要するところは御理解いただければと思います。

そのため、氷見市と高岡市に対しまして、富山県構造物解体協会などと市が工事を一括して委託する契約について、私も調整をしまして、手続の迅速化と業者の確保に努めました。また、仮置場ですが、氷見市には民間の遊休地のあっせんをいたしました。また、高岡市には県有地の提供を行いました。こういったことで、公費解体が加速化するように支援をしているところ

でございます。

県としては、過去の地震における他県の対応も参考にしながら、引き続き市町村の意向も踏まえて被災者に寄り添った支援に努めてまいります。

火爪委員 ありがとうございます。片山さんは、「予算を取ってくる、制度をつくるのが県の仕事、実際に被災者に寄り添ってその嘆きを聞き一緒に考えることは市町村の仕事というのでいいのか。実際に住民の皆さんの声を聞くことによって、県が判断すべきことを展開をしていくことができる」という趣旨のことを言っておられると思います。学びたいものだと思えます。

そこでもう1点知事に伺いたいのは、被災者の困難や悩みに寄り添う上でワンストップの相談窓口が必要ではないかということ。

富山市でも氷見市でも1階に相談窓口はありますが、担当課を教えてくれるだけです。罹災証明は1階の市民課、公費解体は7階の廃棄物対策課、住宅再建支援制度は3階の福祉政策課、被災住宅耐震化は6階の居住政策課、面的液状化対策も6階の建設政策課、納税相談は4階の資産税課です。被災者の皆さんは、1階から7階まで行ったり来たり、本当に疲れる。疲れるけれどもどうしていいか結局分からなかった、そんな声をたくさん聞いております。

制度は複雑で、締切期限もまちまちです。各制度を総合的に理解し、相談に乗ってくれる人が必要です。カウンセラー、相談員を配置することも必要です。これからでも県が各市と相談をし、各市に派遣をするなど、被災地市の職員とチームを組んで対応してはどうかと思います。そして、職員たちの今後の災害時の経験の蓄積にもなると思います。知事の見解を伺います。

新田知事 今回の地震からの復旧・復興は、県と被災市がきめ細

かく連携して取り組むことが大切だと考えています。

例えば、宅地液状化復旧支援事業は7月から事業を始めたわけですがけれども、県の担当課と被災地の担当課ではきめ細かく連携をしてまいりました。

具体的には、被災者からの相談で不明な点などがあった場合は必ず県に相談が寄せられる体制を組んでおりまして、素早く対応してまいりました。そして相談市に回答するとともに、ほかの被災地にもこの情報共有をして「このような質問がA市に来たよ」と情報を共有することによって県内統一した運用で実施しております。

あわせて県と被災市の間では、月1回程度対面またはウェブで会議を行ってまいりました。進捗状況の確認や不明点等の確認を実施しています。

能登半島地震の発災以降、県では、被害が甚大で多岐にわたる液状化被害を中心に、国に対して支援制度の拡充を重ねて要望したことは先ほど申し上げました。多くの支援策の実現につなげるとともに、数次にわたり必要な補正予算を編成するなど、被災者の手厚い支援の実現に努めてきたところです。

被災者の支援については、まずは被災地の実情をよく理解している市の職員が、被災者の困難や悩みに寄り添いながら日々対応されているものと認識をしておりまして、私どもの県職員は相談に当たられている市職員の方々の声を聴き、制度の企画運営や国にさらなる支援を要望することが重要と考えており、これまではそういう役割分担をお互いしっかりと認識しながら、連携をして被災者の支援に取り組んできました。

片山元大臣は、私も大変に敬愛する方でございます。1つの考え方として今後の糧にしていきたいと思っております。御紹介いただきまして、ありがとうございました。

今後も被災者のニーズ、個別事情を踏まえて、市町村の意向

もお聞きをして、被災市とワンチームとなって適切に対応してまいりたいと考えております。

火爪委員 なかなか伝わらないようでありますけれど、片山さんはこうっておられます。「現場で当事者の表情を見ると、今何が必要か分かってきます」、そして、「平成の大合併で市町村の力は弱まりました」と。氷見も大変、そして富山市も大きいように見えますけれども、対象の仕事が多過ぎてなかなか手が回らない、思いが至らない、現地説明会もやってほしいと地元の町内会が要望してもなかなか実現しない、そういう事態にあるわけであります。ぜひ今後の災害も含めて、今後の対策に生かしていただきたいと思っております。

次に、賃上げ促進と中小企業支援について伺います。

物価高に賃上げが追いつかない状況が続いています。厚生労働省によれば、日本の実質賃金は1996年に比べると1人当たり年間74万円減少、2014年に比べても33万6,000円減少をしております。知事がよく言われる日本企業の生産性は、1995年を100とする2022年は132.1に上昇しているのに、雇用者報酬は89.9に低下するという異常な事態になっています。賃上げは、県政においても喫緊の課題です。

今年10月からの富山県の最低賃金は、時給998円となります。中央最低賃金審議会が示した全国一律アップの目安どおり50円の引上げです。しかし全国の地方別最低賃金審議会を見ると、過半数の27県で50円アップという国の目安額に1円から34円を上積みする答申となりました。目安額に34円上積みし時給を84円アップとさせた徳島県では、後藤田知事が最低賃金審議会でも異例の意見陳述を行い、上積みを求めました。国目安を9円上回った岩手県でも達増知事が、岩手労働局に最低賃金引上げの申入れをしています。石川県でも福井県でも目安額を上回る引上げとなりました。

富山県でも、知事には目安以上の引上げを働きかけていただきたかったと思います。知事の見解を伺います。

新田知事 今年度の地域別の最低賃金改定では、全国の27県において国の目安額である50円を上回る引上げが答申されました。委員御指摘の徳島県、岩手県は、昨年度の最低賃金が、岩手県は47位、徳島県は45位という順位でした。隣県との格差なども踏まえられて、知事からそのような要請や申入れが行われたのではないかと推察しております。

本県においても、富山地方最低賃金審議会が公益代表、労働者の代表、使用者の代表、これらの委員によって構成されており、物価上昇や今春闘における賃上げ動向などを総合的に審議した結果、50円の引上げが決定されたと理解をしております。一方で、同審議会の使用者委員からは「企業の支払い能力への配慮に欠ける」、あるいは「過度な引上げは倒産や廃業を招き、地域の雇用が失われかねない」といった懸念も表明され、こうした観点にも十分注意を払っていく必要があるのではないかと考えます。

また、県内の賃上げ状況では、連合富山の9月18日時点の集計によれば全体の賃上げ率は4.96%であり、昨年同時期と比較して高い水準にあるものの、大企業と中小企業の間には約1ポイントの差が見られています。また価格転嫁においても、労務費の転嫁が進んでいない状況もあり、県内の中小企業の中には、最低賃金の引上げに伴い賃金支払い能力が厳しい状況にある企業も存在すると認識をしております。

実際私の経済界の友人の中でも、「最賃をこれ以上上げられたらうちの企業はやっていけない」といった悲痛な経営者の声を聞いております。もちろんかなり零細な企業の1つだと思えます。私は、かねてより火爪委員はじめ共産党の皆さんは、まさにそういった零細企業に本当に寄り添ってこられた政党だと

理解しております。最低賃金を上げることも大切ですが、そのような零細企業が実際に存在しているということもぜひ御理解いただきたいと思います。

このような課題を踏まえて、県としては、最低賃金で雇用するのがいつまでも続けばいいとは思っておりません。やはり生産性を上げて、より利益が出る体質に変わっていくために私ども役所がいるわけでありまして、大いにそのようなことは支援をしていきたいと思っております。

また、富山労働局さんとも私は毎月意見交換をしております。また経済団体、私も5年前まで経済人でしたから、経済団体とも密接に連携をして中小企業が労務費を適切に価格転嫁できるように支援をしております。具体策については次に商工労働部長が答えるかと思いますが、さらにDXも大切、省エネも大切、人材の投資も大切、このようなことで生産性向上に向けた取組を一層強化して、県としてしっかりと支えてまいります。

またいろいろな御意見、御提案を聞かせいただければ幸いです。

火爪委員　そこで、その中小零細企業支援について伺いたいと思います。

知事も言われたように、県内中小零細企業では、物価高、資材高騰などで賃上げしたくてもできない状況が続いています。だから賃上げをセーブするのではなくて、ここにどう支援をしてきたかということをお聞きしているわけでありまして。

まず取引業者との価格転嫁交渉はどうなっているのでしょうか。中小企業庁の今年3月の調査でも、受注企業のうち価格交渉が行えた企業は全国的に59.4%、コスト増分全部を価格転嫁できた企業は19.6%にすぎません。ここが問題なわけでありまして。

県内の商工会に伺っても、「小規模事業者は取引が打ち切られることが怖くて、業者は交渉自体に不安を感じている」、「価

格転嫁できたのはごく僅か」とのことでした。県から、もっともっと実効性ある働きかけを行っていただきたいと思います。商工労働部長に伺います。

山室商工労働部長 中小企業庁が本年3月に実施した「価格交渉促進月間フォローアップ調査」結果によりますと、「発注企業との価格交渉が行われた企業」の割合は59.4%であり、昨年9月時点から0.9ポイントの増加が見られます。しかし、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった企業」の割合も10.3%に達し、こちらでも2.5%増加しております。

また、コスト上昇分の全て、10割を価格転嫁できた企業が19.6%にとどまり、特に労務費に関しては17.6%と依然として十分な価格転嫁が進んでない状況でございます。このことから、サプライチェーン全体におけるさらなる理解促進と価格転嫁の環境整備がより一層重要であると認識しております。

現在、県では、経済団体等を通じた下請企業の実態調査を実施しておりまして、来月にはパートナーシップ構築宣言登録企業を対象とした発注企業側の実態調査も予定しております。この調査結果を基に、課題が見られる業種などを中心に、個別に企業へのヒアリングや、発注側企業との価格交渉力強化に向けた助言などを行うほか、新たに価格転嫁の好事例を共有するシンポジウムを開催するなど、多角的かつ実効的な取組を推進してまいります。

今後も価格転嫁を通じて下請企業が付加価値を確保し、賃上げを実現できるよう、国や経済団体等とも緊密に連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

火爪委員 歯がゆい状況が続いているわけでありまして。そこで、政治の責任が問われると思うんですね。知事から日本共産党へのお褒めの言葉を頂きました。大変ありがたいと思います。日本共産党は、賃上げした中小企業への財政支援を提案しており

ます。政治の責任です。

今の国の賃上げ減税というのは税金への補助ですので、赤字企業や利益がほとんど上がっていない企業は対象になりません。日本共産党は、賃上げした企業に国が社会保険料の事業所負担分を支援することや、その財源は大企業の増えた内部留保に時限的に課税して賄うことを具体的に提案しております。

県が上乘せしている賃上げサポート補助金は、生産性向上策が条件であるため零細企業はほとんど使えません。岩手県が無条件に賃上げした額に対して補助をする、山形県もしている。日本共産党が国会でこれを紹介したら、担当大臣に「いや、それは有効だ」ということで、お褒めの言葉を頂きました。でも、国はやらないと。県でも、もっと実効性のある賃上げ補助金を考えてほしいと思います。部長に伺います。

山室商工労働部長 県では、県内企業の持続的な賃上げの実現に向けまして、国の制度と連携しつつ幅広い支援策を講じてまいりました。零細企業を含む多くの中小企業においても、これらの支援策を御活用いただいております。

具体的には、国の業務改善助成金への上乗せ支援として設けました「県賃上げサポート補助金」では、令和4年度以降115件、対象者数627名に対し、国の助成金と合わせて約2億6,000万円の支援をしております。DX・GX推進支援により生産性向上を図る「中小企業トランスフォーメーション補助金」では297件、総額約9.6億円の御申請を頂いております。人的投資の取組を推進する「とやま人材リスクリング補助金」では、令和4年度以降222件、約1,300万円の支援、非正規雇用者の正社員化や賃上げなどの処遇改善を支援する「県キャリアアップ奨励金」では、令和5年度以降132件、614名の対象者に対し約2,700万円の御支援を行っております。

なお、委員御指摘の「賃上げサポート補助金」につきまして

は、令和5年4月以降、30人未満の事業者を対象とし、これまで賃上げと合わせて生産性向上に資する設備投資を行った零細企業での御活用事例もございます。

今後も富山労働局や商工団体などと協力して、これら支援策の一層の周知、活用を図るとともに、国の経済対策の動向を注視しながら実効性のより高い賃上げ支援策の検討を進めてまいりたいと存じます。

火爪委員 いっぱい答弁いただきましたけど、それでは不十分だということをさっきから言っているわけで、本当に中小零細の企業が使える補助金を、岩手や山形の例も参考にしながらつくっていただきたいと思います。

私は、先ほど申し上げました、企業の生産性は全体として大企業中心に上がっている、それが中小零細企業に行っていない、賃上げに行っていない、それをどうやってボトムアップで変えていくのかということが、今求められているんだと思うんです。いろいろ言っていたいただきました。しかし、県の施策の効果は、やはり必ずしも上がっていないのではないかと思います。

東京商工リサーチによれば、県内事業所の倒産は、比率で2022年全国ワースト1位になりました。次の年、2023年はワースト8位と順位は上がったんですけれども、倒産件数の実数は増えています。周りでさらに増えた県があったので、順位だけは上がったとのことでした。私は厳しい実態、そして県の政策が必ずしも成果を上げていないということを、もっと直視すべきだと思います。

昨年の議会でこの質問があったときに、知事は「実数では63事業所だ」と、「うち10人未満の企業が80%」、「ここ30年では率はワースト1だけれども、実数はこの30年で最少なんだ」と答弁をされていて、甘いなと思いつつながら答弁をお聞きした記憶があります。小規模事業者は県内産業の大事な担い手であり町

の活力そのものであります。

今の実態と、そしてその要因をどう捉えているのか、対策については商工労働部長からたくさん、たくさんお聞きしましたので、実態とその要因についての知事の見解を伺っておきたいと思えます。

新田知事 民間調査会社——商工リサーチさんですが——この調査によれば、委員おっしゃるように、2023年度における県内の倒産件数は79件、そのうち80%以上に当たる66件が10人未満の小規模企業によるものです。

ちょっと思い出していただきたいんですが、少し遡りますと、2020年度からいわゆるコロナ真っ盛りの頃でありました。コロナ関連支援策が政府からどんどん出されました。私どももそれを受け止めて、県としても様々な支援策を行いました。特に資金繰りが劇的に緩和したわけでありまして、これは企業、特に中小零細事業者にとっては大変な福音でありました。企業倒産は、その結果、歴史的な低水準になったのが2020年であります。それで2020年、21年と、委員がおっしゃる倒産発生率の低下が続きました。

しかし2022年度に入りますと、円安やウクライナ情勢などによる原材料や資材、エネルギー高など価格上昇というものが入ってきました。2022年度というと2023年3月までですから、2023年5月のコロナの2類から5類への移行がもう目に見えてきたので、経済活動はかなり普通になってきた頃です。なので、人材獲得競争も激しくなってきた、そんな時期だったということをごひ思い出していただきたいと思えます。

その中で、今2022年度、富山県はワーストだったとおっしゃいましたが、はっきり言って紙一重の差なんです。ちなみに富山県がワーストワンで、ワーストテンが長崎県でした、2022年度のワーストワンからワーストテンまでの倒産の発生率の差は

0.035ポイントです、1社、2社変わればすぐひっくり返る。なので私はそのワーストワン、もちろんあんまりかっこよくはありませんが、そう気にはしておりません。

2023年度は改善をしたということ、ぜひ御理解いただきたいのは、ワーストワンと指摘された2022年度でも実数は63件です。もちろんゼロにこしたことはないんですが、倒産件数の実数が63件というのは、これは過去20年の中で最低でありまして、ことさらワーストワンを強調されるのは、私はちょっと残念な気がして聞いておりました。

調査結果を業種別で見ますと建設業が22件で最も多く、次いで飲食業が10件、運輸業が5件、不動産業が4件となっております。2022年度と2023年度を比較しますと、倒産件数の増加が大きい業種は建設業の8件増、また飲食業では5件増となっています。

この増加要因ですが、建設業では円安基調が続く中で、資材高や仕入れコストが上昇する一方、——先ほどの議論にもありましたが——価格転嫁がなかなか進まず、資金繰りに影響を及ぼしているということだと思います。また、飲食業の面ではコロナ関連支援策の終了、縮小に加えまして、客足や業績がコロナ禍前に戻らないまま、深刻な人手不足や物価高が収益を圧迫していると考えております。

このように、県内においても人手不足や資材、原材料価格の高騰が影響して、特に経営基盤が脆弱な小規模企業においてはそれが顕在化したものと考えております。

火爪委員 そうは気にしていないというのは、大変心外な知事の発言だと思って聞きました。引き続き対策に力を入れていきたいと思っています。

公務員のほうに少し話を移します。

8月に示された国の人事院勧告では、国家公務員の月給を

2.76%引上げとするとともに、地域手当の支給を市町村単位から都道府県単位の一括支給に見直すとされました。これまで「隣接する市町村との関係で不均衡が生じ、広域的な人事配置が困難になっているとの指摘を踏まえた」などが理由とされております。

しかし、特別地域というのがその上で設定をされ、富山市が5級地に指定をされることになりました。そのために、国家公務員の場合は、富山市だけが4%地域手当ということになりました。これまでの3%の地域手当から、逆に他の市町村との格差が広がることになってしまいました。

そこで、県職員はどうするのか伺っておきたいと思います。コンパクトな富山県であります。これまでも、富山市に住んでいる人が高岡の学校へ勤務したら地域手当はなくなり、20万円以上なくなり、高岡にお住まいの先生が富山市に勤務をしたら地域手当が支給をされるというのはおかしいのではないかと、関係者からも繰り返し指摘をされてまいりました。

県職員については、国家公務員と区別をしてもいいわけですから、県内一律支給とすべきだと思います。どう取り組むのか、人事委員会事務局長に伺います。

籠浦人事委員会事務局長 地域手当につきましては、昨年10月の県の人事委員会の勧告の中におきまして、国から示される見直しの内容とか方向性、それから他の都道府県の動向を注視しながら、その在り方について検討していく必要がある、とお答えして、これまで推移を見守ってきたところでございます。

委員から御指摘がありましたように、今年8月の国の人事院勧告におきましては、地域の民間賃金の状況を国家公務員の給与に反映させるという趣旨で地域手当の支給を今回市町村単位から都道府県単位に広域化したと、さらに区分も現在7段階あったものを5段階に改めると、さらには民間賃金水準の高い県

庁所在地などを個別に指定するということが盛り込まれました。勧告どおりに実施されたということであれば、県内では、先ほどおっしゃられたように富山市内の官署に勤務する国家公務員、今3%支給になっておりますが、その現行制度が経過措置期間を経て4%支給に改定されるということになります。

一方、今回のこの国の勧告を受けて、地方公務員に対する地域手当の取扱いにつきましては、総務省が設置しております「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の給与分科会から「地方公務員においても国家公務員と同様の見直しを行うことが適当」とする基本的方向性が示されたという背景もございます。

委員から今ほど、地域手当は県内一律で支給するのが妥当だと、支給すべきだという御意見がございました。現在人事委員会では、毎年秋に人事委員会勧告をやっておりますが、地域手当を含めました県職員の給与について、国の動向、それから他県の対応方針などを情報収集しながら、本年の勧告、それから報告に向けた検討作業を進めております。

本委員会といたしましては、給与勧告制度が職員の方の労働基本権が制約されている代償措置であるということも十分踏まえまして、地方公務員法の給与決定の諸原則に基づいて富山県として必要な勧告と報告を行いたいと考えております。

火爪委員 ありがとうございます。一律支給を改めて強く要望しておきます。

県の会計年度任用職員さんですけど、最低賃金ぎりぎり、時給996円で働く方も少なからずおいでになります。10月になりますと最低賃金を下回ることになります。改めて、大幅引上げを求めたいと思います。県職員の賃金が民間の賃金にも大きな影響を与えることを、ぜひ自覚をしていただきたいと思えます。

昨年10月にも同じ状況——最低賃金額以下という状況——が発生をいたしまして、年度末に差額がまとめて遡及支給されたとはいえ、最低賃金以下で県が労働者を働かせているという道義上大変問題な状況が発生いたしました。

県内の市町村はちゃんと10月に引上げを昨年もしたわけでありまして、市町村と同じように臨時の引上げを今年を行うとともに、新年度は決してそんな事態にならないよう会計年度任用職員の皆さんの時給を大幅に引き上げてほしいと思います。経営管理部長に伺います。

南里経営管理部長 県職員の給与水準は地方公務員法の趣旨を踏まえ、毎年秋に実施される人事委員会勧告を尊重し、勧告に基づいて決定しているものでございます。会計年度任用職員の給与については、令和5年5月の国の通知を踏まえ、常勤職員の給与が改定された場合にはこれに準じて改定することとしておりまして、昨年は10月に行われた人事委員会勧告を踏まえ、給与の改定を4月に遡って適用し令和6年2月に差額を支給しました。

昨年10月の最低賃金の引上げに伴いまして、一部の会計年度任用職員においては、一時的に最低賃金を下回る状態となりましたけれども、この対応により是正されていると考えております。今年度についても人事委員会勧告の内容を踏まえ、適切に対応してまいります。

このほか、今年度から新たに常勤職員と同様の月数で勤勉手当を支給するなど、適正な処遇の確保に努めております。今後とも適正な制度運用に努めてまいります。

火爪委員 毎年こんなことを繰り返すのは、あってはならないことだと。公務員は最低賃金法が適用されていないのかもしれないけれども、道義上こんな低い賃金で働いていただいている、しかも民間で法が適用されれば最賃法違反という事態です。法

律には違反していませんということで決して開き直れるような状態ではないと思います。そんなふうにならないよう新年度の賃上げ、答弁にありませんでしたけども、大幅賃上げを求めておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、子供の権利条例と子育て支援について伺います。我が党も提案をしてまいりました、子どもの権利条例（仮称）の検討が始まることを歓迎しております。

今年は、国連の「子どもの権利条約」を日本が批准してから、ちょうど30年の年に当たります。条例の名称にも「子供の権利」を明記していただき、「子どもの権利条約」の学習広報活動に積極的に取り組んでいきたいものだと思っています。

この条約について、ユネスコは原則を4つ上げております。

1、差別の禁止、2、子どもの最善の利益、3、生命、生存及び発達に対する権利、そして4、子どもの意見の尊重であります。その上で、国連の子どもの権利委員会は日本政府に対する2019年の総括所見で「権利の主体としての子ども」という考えが日本社会では十分に浸透していないと指摘をしています。

また、オンブズパーソンや子どもの権利委員会など行政から独立した第三者機関が必要であること、過度な競争教育のシステムが子供たちに強いストレスを与えていることに適切な処置をとることなどを勧告しております。

日本では責任能力のない子供は権利の主体になり得ないなどと古い考え方が依然として根強く、「子どもの権利条約」の精神がなかなか周知徹底されてきませんでした。県条例の制定が、それを乗り越える力になることを心から期待をし、知事の見解を伺います。

新田知事 昨年、国においては、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供の権利の尊重や基本的人権の保障などを明記したこども基本法が施行され、また、こども大綱も策定されまし

た。

また県ではこうした国の動向を踏まえて、全ての子供が将来にわたってウェルビーイングの状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、仮称ですが、「こどもの権利に関する条例」の制定に向けて検討することとされています。

委員御紹介の「子どもの権利条約」は、子供を権利の主体と捉え、大人と同様に一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子供ならではの権利、先ほどおっしゃった4つですが、これも定めております。この精神を学び、周知することや政策に生かすことは必要なことだと考えます。

このため条例の検討に当たって、「子どもの権利条約」やこども基本法などを踏まえて、また、委員が御紹介いただいた国連の御指摘も真摯に受け止めて、有識者会議の御議論や子供をはじめ、市町村や関係機関などの御意見を幅広くお聞きし、条例の名称や明記する内容等について検討していきたいと考えております。

また近年、少子化や核家族化の進行が子供への様々な影響を与える中、相談できずに悩んでいる子供の負担感、あるいは孤立感を社会全体で解消し、子供の権利が守られる環境づくりが大変重要であると認識しておりまして、「子どもの権利条約」のそうした精神にのっとり本県の条例を制定していきたいと考えております。

火爪委員 期待をしております。

さて、国際バカロレア認定校についても、今議会で議論が出ております。私はやめたほうがいいと思います。ごく一握りのエリートを育てるために、県がそれだけの予算と労力を集中投資することに賛成できないからであります。

今年7月に教育警務委員会で、広島と大阪の認定校を視察してまいりました。改めて、県立学校が必要な教員や外国人講師を確保するのは本当に大変で、広島教育委員会は開設5年前からまとまった人数の教師を海外研修に派遣し、認定校の施設基準をクリアするにも多額の予算が必要だったことを学んでまいりました。入学試験の競争倍率も高く、今の競争教育に、さらに拍車をかけることも危惧されます。

そうではなくて、予算と労力をかけるのならば、大多数の子供たちのために教職員を増やして、詰め込み型ではない対話型の教育を含め事業内容を魅力あるものとし、少人数学級を拡大し、エアコンの設置など教育環境の整備にこそ予算と労力を使ってほしいと願っています。

改めて知事の見解を伺います。

新田知事 今はもう国際化が進展し、日本人の海外進出、また逆に外国人の来日、双方が進んでおり、例えば私が子供の頃、あるいは委員が子供の頃から比べるともうさま変わりです。言わばグローバルな真ただち中にある日本、富山です。

そんな中で、子供たちにはこれまで以上にグローバルな視点を育む教育が大切だと私は考えております。富山県としても世界に羽ばたく人材を育てることは重要と捉え、認定校設置の可能性を探っていく必要があると考えています。

今後とも魅力ある県立高校づくりのために教育環境の充実に取り組むことはもちろん、総合教育会議において国際バカロレアの諸課題についての検討も進め、もちろんハードルはあることは分かっております、教育委員会に求めた英国発祥のケンブリッジパスウェイという国際教育プログラムを含めて、引き続き議論を深めていきたいと考えております。

火爪委員 必要性があっても県立高校でそれだけ労力を使うことが適切なのか、これからも主張してまいりたいと思っています。

さて昨日、新日本婦人の会富山県本部の皆さんが、知事と教育長宛てに、学校給食の無償化と公費補助などを要望する署名4,869筆を添えて要望書を提出されました。県議会には、国による無償化を求める請願を新日本婦人の会から提出をいただいております。

私は、2月議会でも、県内の女性議員連絡会総会で出された要望も紹介をしながら、国に働きかけつつ、県でも市町村と連携し実現に踏み出すべきではないかと質問をいたしました。その後、文部科学省が昨年度の調査結果の公表をし、全国に広く無償化の動きが広がっていることを示しました。

また、県段階では青森、東京、和歌山などが独自に実施に踏み出しております。青森は20億円を新年度計上するという事です。富山県は子供の医療費助成拡充ということで歓迎をしておりますけれども、予算規模は3億円余りであります。県内では朝日町や上市町が独自に支援を行っておりまして、国の動きに期待をしているわけでありましてけれども、夏の文部科学省の概算要求では全くその気配も見えておりません。

新年度に向けて、公的支援の在り方について市町村とぜひ協議をしていただきたいと思います。知事に伺います。

新田知事 学校給食費は、学校給食法において食材にかかる費用は保護者が負担することとされておりまして、公立小中学校の給食費の負担の在り方については、基本的には学校の設置者である市町村で判断されるものと考えております。なお経済的困窮家庭の給食費は、生活保護や就学援助により、基本的に無償となっております。

委員御指摘のとおり物価高騰対策や子育て支援策として、それぞれの地域の実情に応じて、青森県では来月から国公立の全小中学校の給食費を無償化することとされているほか、東京都や和歌山県などでも小中学校の給食費の無償化に取り組む市町

村に対する支援を実施し、もしくは予定をされております。

そんな中で、昨日新日本婦人の会の富山県本部の皆様がお越になり要望いただきましたが、事前に別の公務がありましたので、私がお会いできなかったことは大変に申し訳なかったと思っております。

国においては、学校給食に関する実態調査をされて、本年6月に公表されました。地域間で給食費に差があること、給食費総額が全国で推計4,832億円要していることなどが示されました。現在、文部科学省ではこの調査結果を受けて、小中学校の給食実施状況の違いや法制面なども含めて課題の整理を行っているとのことでした。

県内の幾つかの自治体からは、学校給食費の無償化への財政支援について要望を受け、その際には、食材費の高騰などそれぞれの状況についてお話を伺っているところでした。

これまでも全国知事会を通して、学校給食に関する地域の実態などを考慮し、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、財源を含めて具体的な施策を示すこと、これを要望しております。引き続き学校給食費に関する国の動向を注視していきたいと考えております。

火爪委員 昨日は、中学校の学校給食費は6,282円で日本一高いと、そしてさらにお米の値段が上がっておりますので、新年度も大変心配だという話が保護者、そしてお母さんたちからこもごも語られました。改めて強く要望しておきたいと思っております。

次に、マイナンバーカード関係で伺っておきます。

マイナ保険証をめぐっては、健康保険証の新規発行が停止される予定の12月が目前となり、病院や薬局の窓口で混乱が広がっております。処方箋を持って薬局に行ったら、「マイナ保険証はないのですか」「次回持ってこられないとお薬が出せませんよ」と言われたとの相談が私のところにも寄せられました。

診療報酬や支援金のせいで、薬局や医療機関は利用率向上が求められていて大変です。しかし、マイナンバーカードを取得できない方や、取得したくない方の医療を受ける権利を侵害する事態があってはならないと思います。改善するよう指導を強く求めたいと思います。

自民党の総裁選挙の中で、林官房長官が保険証発行停止期日の延長に触れたと報じられました。官房長官のくせして無責任だと思いますけれど。私たちは現在の健康保険証の発行を継続するよう求めて運動していますが、少なくとも最大1年間は今の保険証が使えることを周知するとともに、今後も必要な全ての人に、申請しなくても資格確認書が発行され、医療が受けられることをちゃんと広報し、医療機関の窓口でも説明するよう指導すべきと考えます。

厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 本年12月2日をもって現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとはなりますが、健康保険証の新規発行終了後も最大1年間は現行の保険証が使用可能となるほか、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず資格確認書が発行され、マイナ保険証を保有していなくてもこれまでどおり保険医療を受けることができます。

県では、市町村が行う被保険者証の8月の一斉更新の際に、マイナ保険証のメリットに加えまして、マイナ保険証を保有していなくてもこれまでどおり保険医療を受けられるということを説明した資料、これを同封していただくなど制度の周知に努めてきたところでございます。

今後とも国や市町村等とも連携しながら、県広報の活用をはじめとした様々な機会を捉えまして周知を図っていくほか、被用者保険も含めた県内の医療保険者や、医療関係団体が構成員

となっており、富山県保険者協議会などの場でも、患者さん方や医療関係者が制度を十分理解され無用な心配や混乱が生じないよう、各保険者や医療機関に適切な対応をしていただくように依頼してまいります。

火爪委員 ありがとうございます。そうは言っても、あつてはならない事態が発生しているということ直視していただきたいと思います。

次に、警察本部長に確認をしておきます。国は運転免許証へのマイナンバーカード使用を今年度中に開始するとしております。警察本部で準備がされていると思いますが、マイナ保険証のように、マイナ免許証の保有を事実上強制するようなことはあつてはなりません。誤った情報のひもづけもあつてはなりません。

どう取り組むのか、警察本部長に伺います。

高木警察本部長 マイナンバーカードと運転免許証の一体化につきましては、運転免許を受けようとする者や運転免許証を所持する者のうち、希望者に対して運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録するものであります。委員の御指摘のとおり、マイナンバーカードを持っていない人、また持ちたくない人が存在することを承知しております。

マイナンバーカードをお持ちでない方については、従前どおり運転免許証を所持することで運転が可能であります。また、運転免許証の一体化制度の導入によって、マイナンバーカードの所持を強制するものではございません。

一方、マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、本人の希望に応じて運転免許の保有方法は、一体化制度の導入により3通りとなりまして、1つは運転免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを保有するパターン、2つ目、現行の運転免許証のみを保有するパターン、そ

してマイナ免許証及び運転免許証の両方を保有する、この3つのパターンが今後出てまいります。

一体化につきまして、本年度中、令和7年3月24日から運用を開始する予定でありますので、業務に携わる警察職員の教養の徹底、またマイナ免許証につきまして、御指摘いただいた点も含めて県民への周知を図りまして、円滑な制度導入をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

火爪委員 ありがとうございます。決して強制をしないということを確認しておきたいと思えます。

最後に、新川子ども施設について1点伺っておきます。

昨日、ちょうど新川子ども施設のPFI管理会社の選定結果が公表をされました。結局予想したとおり、特別目的会社の代表には本社大阪の大和リースが座り、出資する構成企業を含む6社の中に県内企業は、2社しか入りませんでした。特に15年間子供に関わる管理運営を担う中心の会社が、2社の県外企業であることに不安が残ります。

準備の段階で、特に子供の遊びなどを担う児童厚生員を正規、常勤でしっかり配置することなど、質を確保し、職員の雇用の安定も指導していただきたいと思っております。

また、国が実施するPFI事業について事後検証を行った会計検査院が、サービス面の効果、結果を評価するための指標をつくっておく必要性を指摘し、またVFMについても入札で競争が働いて95%など、入札で価格が下がることを前提とした数字を分母として設定し、計算し直す必要性を指摘しております。また、今後の事業内容をチェックするモニタリングの体制もしっかりつくることが必要であります。

いろいろ聞きましたけど、どう取り組むのか、地方創生局長に伺います。

田中地方創生局長 新川子ども施設の整備運営事業につきまして

は、昨日落札者の決定を公表させていただきました。その際、あわせてVFMを4.6%と算定いたしまして公表したところでございます。

本事業のサービス面での効果検証についても御指摘いただきました。県が事業期間を通じて事業者の業務遂行状況をモニタリングし、業務要求水準が充足されていること、また、提案内容が履行されていることを報告書類及び現地での確認などによって行っていきたいと考えております。今後、事業者と協議の上、モニタリング実施計画書を策定することとしておりますので、サービス面についても適切に評価できる内容になるよう留意したいと思っております。

また、職員配置につきましては、県が示した要求水準書は業務に求める水準を表すものですので、具体的な人員体制を義務づけるものではありませんが、本事業の運營業務は適切な安全管理のもと子供たちの成長につながる多様な遊びを提供するものでございまして、専門性と経験値を有する人員は一定数必要だと認識しております。

事業者選考審査会では、今回落札したグループの提案が、プレイリーダーと言われる専門家の配置による常時監視や定期巡回など、運營業務を十分遂行し得る体制となっていることを確認いただいたところでございます。

また、地元企業の参入につきましても御質問いただきました。本事業はWTO政府調達協定の適用対象となりますので、入札参加者に事務所所在地に係る条件は設定できませんが、落札者決定基準におきまして、県内企業の参画等も重視し評価いただいたところでございます。落札したグループは9社中、県内企業が4社となっております。本事業には地元企業にも参画いただいていると認識しております。

火爪委員 ありがとうございます。私たちは4.6%というVFMの出し方にも大変不信を抱いておりまして、入札額が100%ということでありまして、本来従来方式でやるのならば入札価格がそれぞれで減っているわけでありまして、ここら辺も含めて今後また議論をしていきたいと思えます。

終わります。

川島副委員長 火爪委員の質疑は以上で終了しました。